

平成30年度印西地区ごみ処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、平成30年度印西地区ごみ処理実施計画を次のとおり定める。

1. 総則

(1) 趣旨

この印西地区ごみ処理実施計画（以下「計画」という。）は、平成26年3月に策定した印西地区ごみ処理基本計画の推進及び実施のために必要な平成30年度のごみの減量、資源化及び適正な処理を図るために必要な事項を定めるものとする。

2. 計画の期間及び区域

(1) 計画期間

この計画の期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

(2) 計画区域

印西市、白井市、栄町の全域とする。

(3) 一般廃棄物（資源物含む）の排出量の見込み

印西地区環境整備事業組合（以下「組合」という。）平成30年度推計ごみ量で、次のものが対象となる。

（単位：t）

区 分	家庭系※ ₁	事業系※ ₂	合 計
燃やすごみ	31,607	12,515	44,122
燃やさないごみ	1,052	39	1,091
粗大ごみ	1,718	12	1,730
資源物	7,239	0	7,239
計	41,616	12,566	54,182

有価物集団（資源回収団体）回収	3,583	0	3,583
-----------------	-------	---	-------

※1：家庭系とは、組合及び栄町が収集運搬主体となり、収集運搬する一般廃棄物及び家庭から排出される廃棄物を排出者が自ら印西クリーンセンターへ直接搬入する一般廃棄物。

※2：事業系とは、事業者が一般廃棄物収集運搬許可業者に委託し収集運搬され、印西クリーンセンターへ搬入する一般廃棄物及び事業活動に伴う廃棄物を排出者が自ら印西クリーンセンターへ直接搬入する一般廃棄物。

3. 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

(1) 家庭から排出される一般廃棄物

家庭から排出されるごみは、分別収集により、ごみの減量・資源化を図るものとし、排出については、分別区分への適正排出の遵守及び組合指定袋による排出の徹底などにより、一層の適正処理に努める。

なお、栄町はごみの排出抑制を図るため有料制を導入していることから、独自の指定袋、指定シールを使用する。

一般廃棄物の種類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やすごみ	組合（委託） 排出者	組合（直営）	焼却	組合（直営）	埋め立て
	栄町（委託） 排出者			組合（焼却残渣等一部委託）	
燃やさないごみ	組合（委託） 排出者	組合（直営）	手選別（有価物・破砕不適物の回収） 手選別後破砕（破砕後、鉄類は回収・不燃残渣は埋め立て）	組合（直営）	埋め立て
	栄町（委託） 排出者			組合（一部委託）	
粗大ごみ	組合（委託） 排出者	組合（直営）	手選別（有価物・破砕不適物の回収） 手選別後破砕（破砕後、鉄類は回収・可燃残渣は焼却・不燃残渣は埋め立て）	組合（直営）	埋め立て
	栄町（委託） 排出者			組合（焼却残渣等一部委託）	
資源物	組合（委託）	組合（委託）	資源化	—	—
	構成市町（直営）	構成市町（委託）			
	栄町（委託）	栄町（委託）			
有害ごみ	組合（委託）	組合（委託）	資源物抽出型無害化処理	組合（委託）	埋め立て 一部資源化
	栄町（委託）				

※1：中間処理の主体について、資源物のうち、ビン、缶、スプレー缶、ペットボトル及びプラスチック製容器包装類は、組合（委託）とする。

※2：中間処理の主体について、資源物のうち布類及び紙類、廃食用油は、資源化業者とする。

※3：有害ごみは、使用済み乾電池、使用済み蛍光灯、水銀入り温度計類とする。なお、栄町の使用済み乾電池は一部拠点回収し栄町委託で収集運搬する。

※4：資源物のうち、使用済小型電子機器は拠点回収し、構成市町直営で収集運搬する。

(2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。

排出者はごみの減量及び適正な分別に努め、資源化に協力することとし、事業者自ら又は組合構成市町が許可した一般廃棄物収集運搬業者を活用するなどして、一般廃棄物については組合の処理施設又は一般廃棄物処分業の許可を受けた民間の中間処理施設で処理を行うこととする。

一般廃棄物の種類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やすごみ 燃やさないごみ 粗大ごみ	許可業者 排出者	組合（直営）	焼却・破砕・資源化等	組合（直営） 組合（焼却残渣等一部委託）	埋め立て 資源化
		許可業者 排出者	焼却・資源化等	許可業者 排出者	埋め立て 資源化

(3) 災害に伴って排出される一般廃棄物

災害に伴って排出されるごみは、組合構成市町と適正処理に努めることとする。

4. 発生抑制・排出抑制計画

印西地区ごみ処理基本計画（平成26年3月改訂）の基本理念「循環型社会の形成～2Rの取り組みと新たなリサイクルの仕組みづくりを目指して～」に基づき、全員参加型の資源循環地区を目指し関係者と協力し、次の排出抑制のための取り組みを実施する。

主な事業名	事業概要
ごみの減量及び分別排出徹底の啓発	ごみ処理に係る経費、ごみ集積所組成分析結果等の数値を用いながら、ごみの減量及び資源物の分別排出の徹底について、出前講座の開催、広報紙及びホームページへの掲載等の啓発を行う。 特に、生ごみの「水切り」、食品ロスの削減等の生ごみの減量、「燃やすごみ」に含まれる「雑がみ」の分別排出について、啓発を強化する。
生ごみ処理容器等の普及	家庭から出る生ごみの減量及び有効活用を促進するため、生ごみ処理容器等（コンポスト、機械式生ごみ処理機等）の購入世帯に対して、申請に基づき補助金を交付する。
マイバック使用の促進	レジ袋削減を推進するため、事業者との協力事業として、レジ袋の有料提供やレジ袋辞退者へ特典を設けている店舗をホームページ等に掲載する等の支援を行い、マイバック持参の啓発を行う。
	住民の資源物の分別意識向上、ごみ処理経費の削減等を図る

有価物集団回収	ため、町内会、子ども会等の回収団体に対して、申請に基づき奨励金を交付する。
廃棄物減量等推進員との協働	ごみの減量化・資源化に対する排出者への意識を高めるため、廃棄物減量等推進員及びごみ減量アドバイザー等と協働し、啓発を行う。
小型家電リサイクルの推進	使用済小型電子機器等の再資源化について、組合構成市町との連携により、使用済小型家電の回収を行うとともに、分別排出について地域住民への周知を図る。
粗大ごみリサイクル事業	住民の再利用等の意識向上を図るため、印西クリーンセンターに搬入された「粗大ごみ」の中から、状態の良い物を修理・清掃・展示し、希望する方に販売するリサイクル事業を実施する。
事業系ごみの減量対策	多量排出事業者に対し、事業系一般廃棄物減量化計画書の提出を求めるとともに、説明会の開催等により、ごみの減量及び適正処理の啓発を図る。また、多量排出事業者以外も含め、小売店や飲食店等を中心に啓発用パンフレットを作成・配布し、事業系ごみの減量等の啓発を強化する。

5. 収集運搬計画

(1) 収集運搬の概要

家庭系ごみについては別表のとおりとする。

なお、印西クリーンセンターに一般廃棄物を直接搬入する場合は、印西地区環境整備事業組合ごみ処理に関する取扱要領に規定する印西クリーンセンター受入基準に従うものとする。

事業系ごみについては、排出者責任により、事業者自ら又は収集運搬許可業者への委託によることとする。

別 表

①家庭系ごみ

(単位：t)

種 類	収 集 運 搬主体	収 集 回数	収 集 方 法	収 集 量 (t)	主 な 搬 入 先
燃やすごみ	組合 (委託)	週2回	指定袋によるステーション方式 (栄町は有料制)	31,607	印西クリーンセンター
燃やさない ごみ・有害ごみ	栄町 (委託)	月2回 栄町 週1回	指定袋によるステーション方式 (栄町は有料制)	1,052	印西クリーンセンター

粗大ごみ		随 時	戸別収集方式 (集合住宅は集積所収集) (白井市・栄町は有料制)		1,718	印西クリーンセンター
資源物		週 1 回			7,239	民間中間処理施設
			ビン・缶	麻袋によるステーション方式	ビン 1,190 缶 528	
			ペットボトル	網袋によるステーション方式	495	
			プラスチック製容器包装	指定袋によるステーション方式	1,570	
			紙類	ひもで結束による品目ごとのステーション方式	3,003	
			布類	透明な袋又は指定袋によるステーション方式	406	
	スプレー缶類	透明な袋によるステーション方式	37			
		月 2 回	小型家電	回収ボックスによる拠点回収方式	10	認定事業者
	印西市 白井市 (直営)	週 1 回	廃食用油	拠点回収	8	民間再資源化施設
計	—	—	—		41,624	—

②事業系ごみ

(単位：t)

種 類	収集運搬主体	収集回数	収集方法	収集量 (t)	主な搬入先
燃やすごみ	事業者 又は許 可業者	—	許可業者による事業所別収集方式又は自己搬入	12,515	印西クリーンセンター 民間中間処理施設
燃やさないごみ				39	
粗大ごみ				12	
資源物				—	
計	—	—	—	12,566	—

(2) 収集搬入しない一般廃棄物

収集しない一般廃棄物は、「印西地区環境整備事業組合ごみ処理に関する取扱要領」第4条第3項別表の「印西クリーンセンター受入基準別表-1の2. 受入れできないごみ」とする。

排出方法は次のとおりとする。

①特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）対象機器

家電リサイクル法対象機器は排出者が購入した小売業者、若しくは買い替えの場合には、新しい製品を購入する小売業者へ引き取りを依頼するなどして再資源化を図るものとする。

②廃二輪自動車

廃二輪自動車（50ccを超えるもの）は、国内二輪メーカー及び輸入事業者の自主的取り組みである二輪車リサイクルシステムに基づく廃棄二輪車取扱店又は指定引取り窓口を持ち込むものとする。

③廃消火器

廃消火器は、廃消火器リサイクルシステムに基づく消火器取扱店を持ち込むものとする。

④注射針等

注射針等は、感染性廃棄物として医療機関または保険薬局などに持ち込むものとする。

⑤その他の収集しない一般廃棄物

その他の収集しない一般廃棄物は排出者自ら処理するか、又は専門業者に相談するか、工事作業を依頼した業者や購入した店に引取りを依頼するか等により適正に処理を行うものとする。

6. 中間処理計画

燃やすごみは、印西クリーンセンターで焼却し、燃やさないごみや粗大ごみは、手選別により、有価物・破碎不適物を回収し、破碎後鉄類は回収、可燃残渣は焼却、不燃残渣は埋め立てる。

資源物は、民間の資源中間処理施設で、選別、圧縮、梱包を行う。資源物のうち使用済み小型電子機器については、拠点回収分は市・町がストックヤードへ搬入し保管、ピックアップ回収分は組合がクリーンセンターで保管する。

(1) 施設の概要

処理対象	名称	所在地	処理能力	処理方式等
燃やすごみ	印西クリーンセンター	印西市大塚1丁目1番地1	300 t/日 (100 t × 3 炉)	全連続燃焼式焼却炉 ・焼却処理（可燃系粗大ごみは破碎後焼却処理）する。
燃やさないごみ・粗大ごみ	印西クリーンセンター	印西市大塚1丁目1番地1	50 t/日	横型回転式破碎機 ・手選別後有価物は売却、不燃系粗大ごみは破碎処理する。

資源物	ビン	民間中間処理施設		・選別後公益財団法人日本容器包装リサイクル協会ルートの商品化事業者へ引き渡す。 栄町は独自ルートで処理する。
	缶・スプレー缶	民間中間処理施設		・選別圧縮後売却 栄町は独自ルートで処理する。
	ペットボトル	民間中間処理施設		・選別後公益財団法人日本容器包装リサイクル協会ルートの商品化事業者へ引き渡す。 栄町は独自ルートで処理する。
	プラスチック製容器包装	民間中間処理施設		・選別後公益財団法人日本容器包装リサイクル協会ルートの商品化事業者へ引き渡す。 栄町は独自ルートで処理する。
	使用済小型電子機器	拠点回収分	・ストックヤード（白井市南山）で保管	保管場所から直接認定事業者等へ売却。
ピックアップ回収分		・クリーンセンターで保管		

※紙・布類は、直接売却する。（栄町は独自ルートで処理する。）

(2) 計画処理量

(単位：t)

施設名	種類	計画処理量
印西クリーンセンター	燃やすごみ	44,122
	燃やさないごみ・粗大ごみ	2,821
民間中間処理施設	資源物	3,838
	ビン	1,190
	缶（スプレー缶含む）	565
	ペットボトル	495
	プラスチック製容器包装	1,570
	使用済小型電子機器	10
	廃食用油	8

※紙・布類は、直接売却する。

7. 最終処分計画

印西クリーンセンターで処理した焼却灰及び破碎残渣は、下記の最終処分場及び資源化施設において埋立処分又は資源化处理する。

なお、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）の対応等により処分計画が変更になる場合がある。

(1) 施設の概要

名 称	所在地	処理能力	処理方式
印西地区一般廃棄物 最終処分場	印西市岩戸 3630	埋立面積 53,900 m ² 埋立容量 402,200 m ³ 埋立可能容量 250,000 m ³ 残余容量 319,617 m ³ (平成30年2月末)	セル方式
ツネイシカムテック ス株式会社	埼玉県大里郡寄居町 大字三ヶ山 250-1	受入処理能力 300t/日 人工砂生産能力 228t/日	焼成・造粒処 理（人工砂 化）

(2) 計画処理量

(単位：t)

施設名	種 類	計画処理量
印西地区一般廃棄物最 終処分場	焼却灰	1,292
	不燃残渣	508
ツネイシカムテック ス株式会社	焼却灰(主灰・飛灰)	4,206

8. 一般廃棄物処理業

(1) 収集運搬業

許可者	許可数	備 考	
印西市	24	・一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を含む）	1
		・し尿及び浄化槽汚泥を除く一般廃棄物	7
		・し尿及び浄化槽汚泥、特定家庭用機器を除く一般廃棄物	12
		・その他	4
白井市	18	・特定家庭用機器を含む	4
		・植栽ごみ、食品残渣に限る	1
		・浄化槽汚泥に限る	1
		・実験動物死体及び付随汚物に限る	1
		・再生可能な樹木、枝葉及び刈草に限る	1
		・感染性以外の紙おむつに限る	1
		・その他	9
栄町	11	・一般廃棄物（し尿処理及び浄化槽汚泥除く）	5
		・し尿処理及び浄化槽汚泥に限る	3
		・処理困難物に限る	1
		・食品残渣に限る（運搬に限る）	2

※収集運搬許可は、現行の許可業者にて対応できることから、新規の許可は認めないものとする。ただし、管轄する市町長がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

(2) 処分業

許可者	許可数	備 考	
印西市	8	・刈草、剪定枝等の堆肥化	5
		・食品残渣の堆肥化	1
		・紙くず、紙おむつ等の焼却	1
		・廃家電製品等	1
白井市	3	・ペットボトル、ビン、缶処分	1
		・食品残渣、バイオマスガス化発電等	1
		・廃蛍光灯管類	1
栄町	3	・食品残渣、刈草、剪定枝等の堆肥化	1
		・ペットボトル処分	1
		・粗大、廃プラスチック、電化製品、金属製品	1